

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区が土地改良事業（地域計画実現化促進生産基盤整備事業（かんがい排水事業）久保地区）を行うことについて令和7年9月29日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市農林水産課において令和7年10月21日から同年11月10日まで縦覧に供する。

令和7年10月14日

香川県知事 池 田 豊 人